

令和 8（2026）年度の 重点的取組事業等

令和8(2026)年度の重点的取組事業等一覧

■ 栃木県ケアラー支援推進計画に基づき、令和6(2024)年度以降本県としての重点的に取り組んでいる施策

① 普及啓発等の促進



➤ ケアラー支援普及啓発事業

ケアラー支援の必要性について啓発用ポスター、リーフレットを作成し、市町、関係機関、事業者等に対し広く配布

➤ ケアラー支援Webページ制作・運用事業

公的サービス・相談窓口等の情報や、AIチャットボットによる相談機能などを盛り込んだWebページを作成・運用

➤ ケアラー手帳作成事業

日本ケアラー連盟様作成の「ケアラー手帳」を栃木県版にカスタマイズし、ケアラーに配布

② 相談・支援体制の充実



➤ ケアラー支援訪問看護事業

(1) 医療的ケア児等在宅レスパイト事業

医療的ケア児の介護者を対象とした看護師によるレスパイトケアを提供

(2) 難病患者ケアラー支援訪問看護事業

難病患者の介護者を対象とした看護師によるレスパイトケアを提供

➤ 障害児ケアラー支援事業

(1) 障害児通所支援事業所受入促進事業

医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所に対する設備整備等の補助

(2) 心のサポート推進事業

ケアラーの心理的負担を軽減するためのサポーターの養成研修を開催

➤ ヤングケアラー支援事業 R7～

(1) ピアサポート等相談支援推進事業

LINEアカウントを開設・運営し、支援員による個別相談を実施

(2) オンラインサロン設置運営事業

ヤングケアラー同士等がつながる交流の場を創設し、オンライン及び対面形式によるサロンを定期的に開催

③ 関係機関等の連携強化



➤ ケアラー支援ガイドライン作成・運用事業

関係機関向けに、各々の役割や支援が必要なケアラーに気付くポイント、連携スキーム、望ましい対応方法等を盛り込んだガイドラインを作成・運用

④ 人材の育成及び確保



➤ ケアラー支援知識向上研修事業

地域包括支援センター職員等がケアラーへ支援を行う上で必要な知識及び技術を修得するための研修を開催

➤ 障害児ケアラー支援事業

(2) 心のサポート推進事業 <再掲>

参考 1 ケアラー支援普及啓発事業

① 普及啓発

- ケアラー支援の重要性等について県民、事業者、関係機関、支援団体等が理解と関心を深め、地域社会全体でケアラーを支える気運が醸成されるよう、広く普及啓発を図る。

手段・方法

- 過年度に作成した普及啓発ポスター及びリーフレットを関係機関や一般向けに広く周知、栃木県ケアラー支援特設サイトへも掲載
- セミナーや研修会など、さまざまな場面での活用が可能である旨を県ホームページにて案内

ポスター



リーフレット表



リーフレット裏



県民



ケアラー



市町・教育機関



相談支援機関
及び職員



- ✓ 社会全体でケアラーを支える気運の醸成
- ✓ ケアラーの置かれている状況等の共通理解
- ✓ 様々な研修等や広報の機会を活用
- ✓ 関係機関が、共通認識を持ってケアラーを支援



- ✓ 多くの県民等が、ケアラー（ヤングケアラー含む。以下同）の置かれている状況を理解する機会の創出

- ✓ 要ケア者だけでなく、ケアラーが自分自身の悩みを相談してよいことの周知

参考 2 ケアラー支援ガイドライン運用事業

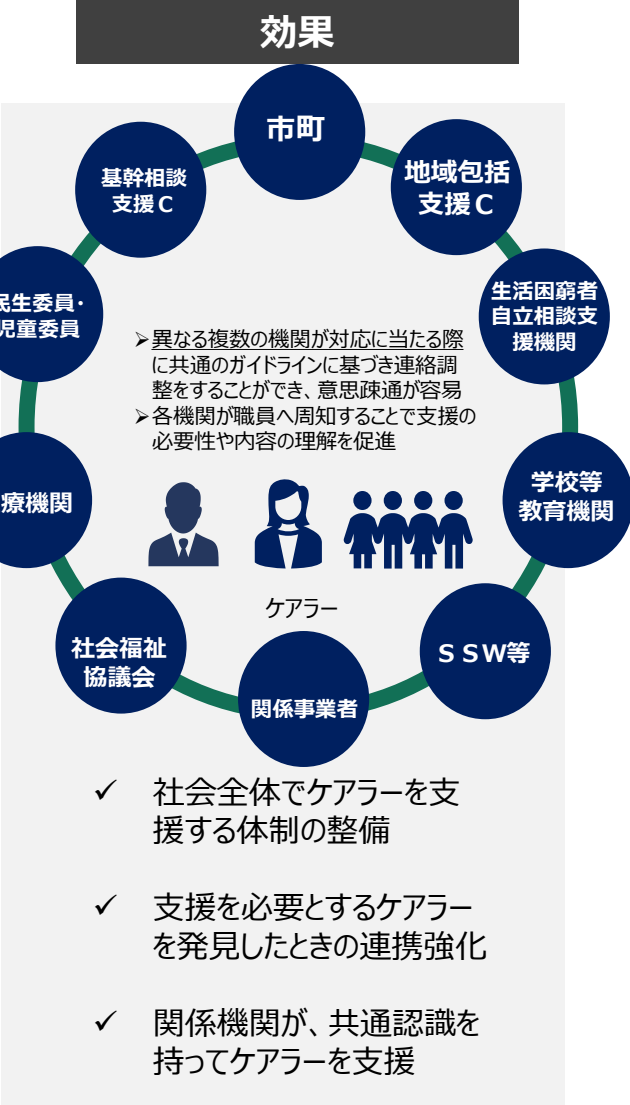
- 令和 7 (2025) 年 3 月に作成した「ケアラー支援の手引き」について、関係機関向けに広く周知を図り、現場での効果的な運用につなげる。

ケアラー支援ガイドライン



- ✓ ケアラーが抱えるさまざまな課題に対し、その状況に応じて適切に対応するためには、複数の関係機関や多職種による連携が重要
- ✓ 複雑・複合的な課題を抱えるケアラーの状況を把握し、必要な支援に迅速かつ適切につなぐことができるよう、ケアラー支援に関わる関係機関向けに、各々の役割や支援が必要なケアラーに気付くポイント、連携スキーム、望ましい対応方法等を盛り込んだガイドライン「ケアラー支援の手引き」を作成 ※R7.3.24公開

【ケアラーを知る】	
・ケアラーとはどのような人を指すのか知りたい ・ケアラーを取り巻く現状や課題を知りたい	第1章
【ケアラーを支える】	
・ケアラー支援の全体像や流れを知りたい	第2章
・支援を必要とするケアラーに気付くためのポイントを知りたい ・ケアラーと対話する際のポイントを知りたい	第3章
・ケアラー支援に向けて関係機関等が連携する際のポイントを知りたい ・ケアラー支援に向けて情報共有する際の留意点を知りたい ・連携先として想定される主な関係機関等の機能や役割を知りたい ・ケアラー支援のための基盤づくりのポイントを知りたい	第4章
【支援に役立つ情報等】	
・ケアラー支援におけるアセスメントの視点を知りたい	第5章
・ケアラーの負担軽減につながる公的サービスや制度一覧を知りたい	第6章
・国、県のケアラー支援に関する参考資料を知りたい	第7章



参考 3 ケアラー支援Webページ運用事業(7,000千円)

①普及啓発 ②相談・支援体制の充実

- 令和 7 (2025)年 3 月に公開した「ケアラー支援特設サイト『とちけあ』について、広く周知を図り、効果的な運用を図る。
- ケアラーが直面する課題や、相談窓口情報、AIチャットによる相談機能、普及啓発動画などを掲載

ケアラー等

- ✓ 自分のことも相談していいの？
- ✓ 何を、どこに相談すれば・・・



Webページに
アクセス



TOPページ

ケアラーとは

数字で見るケアラー

直面する課題

経験談

相談までのステップ

相談窓口のご案内

ケアラーのためのお役立ち情報

自治体・支援団体・教育関係者の方へ

イベント情報等のお知らせ

ケアラー支援にあたってのFAQ

県

データの 可視化



- ✓ Webページの閲覧状況など、得られた情報を収集・分析し、施策の見直し等ができるようデータの可視化を行う

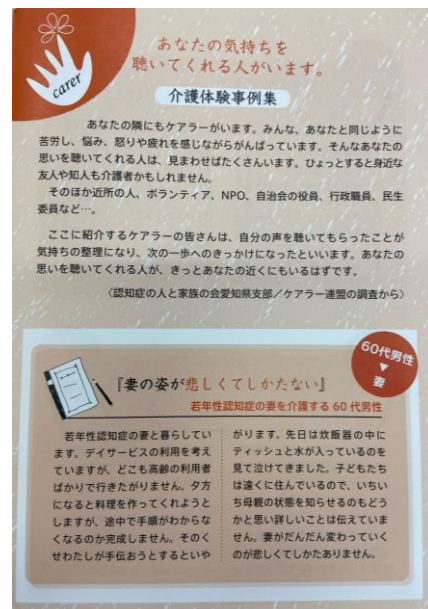
参考 4 ケアラー手帳作成(1,945千円)

① 普及啓発

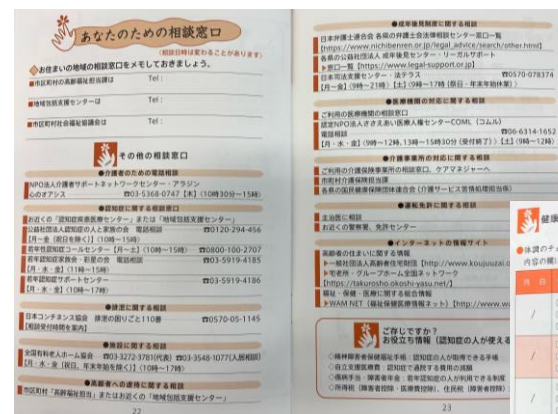
- 日本ケアラー連盟が作成する「ケアラー手帳」を栃木県版にカスタマイズし、市町や相談支援機関等を通じてケアラーに配布



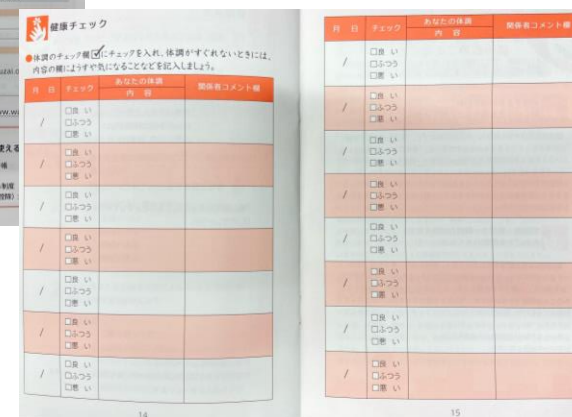
汎用版ケアラー手帳



介護者の境遇への共感



相談窓口の情報提供
(栃木県版にカスタマイズ可能)



ケアラー本人の健康チェック

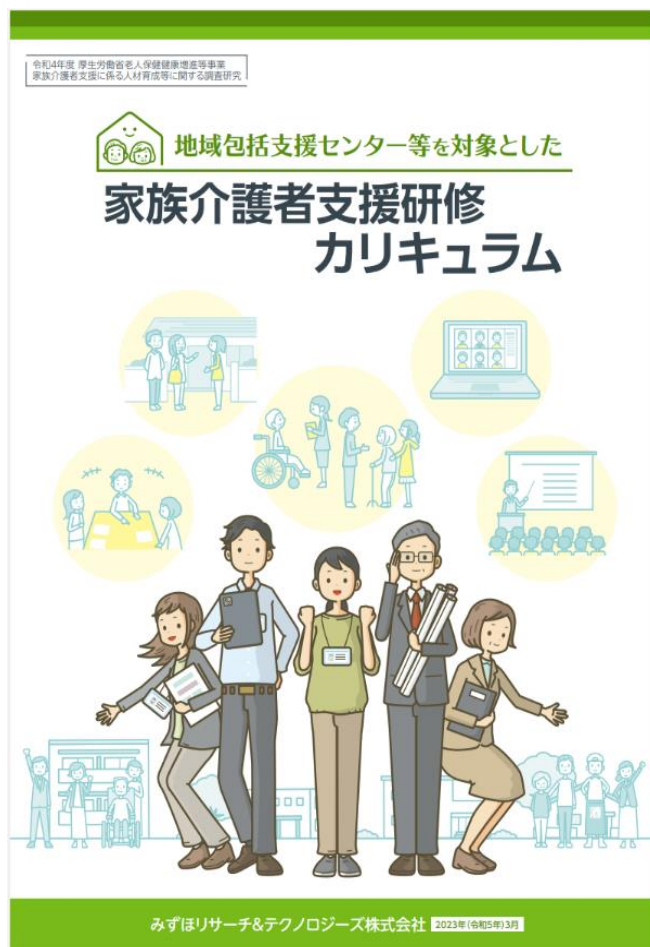
【ケアラー手帳について】（出典：日本ケアラー連盟HP）

- ✓ 自分自身がケアラーであるという意識をもてるようにすること
- ✓ ケアラーとサービスやサポートをつなぐことで、ケアラーの社会的孤立を防ぐことを目的に開発
- ✓ ケアラーへの情報提供
- ✓ ケアラー本人の心と体の健康を守るための健康管理

参考5 ケアラー支援知識向上研修事業(1,600千円)

①普及啓発 ②相談・支援体制の充実
③関係機関の連携強化 ④人材育成

- 地域包括支援センター職員等を対象に、高齢者世代以外のケアラーのニーズや、他分野の関係機関等との連携手法等について学ぶことができる研修を実施し、地域包括支援センターの相談機能の強化・充実を図る。



研修カリキュラム

政策や家族介護者支援の視点(講義と個人ワーク)

連携を活かした全国の支援事例紹介

連携型家族介護者支援に関する意見交換(グループワーク)

振り返り(個人ワーク)

研修プログラムの基本構成(案)

地域包括支援センターの役割 家族介護者支援全般①

(令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議報告書)

◆ 地域包括ケアシステムの進化・推進

単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する都市部の状況等を踏まえ、それぞれの地域社会の実情に合わせた柔軟なサービスの提供によって、医療ニーズの高い中重度の要介護者を含めた要介護高齢者が在宅で生活できる介護サービス提供体制の整備が必要であり、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能強化が求められている。また、総合事業について、担い手の育成や継続的に利用する者の選択肢の拡大の検討を含め、現行事業の受け皿整備や活性化を図ることが重要である。

また、今後更に増加する認知症の方や、その家族、地域住民が、より長くいきいきと地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域社会のニーズに応じて、多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図るとともに、認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るため、相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を推進する必要がある。

介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋)(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

＜地域包括支援センターの体制整備と地域共生社会の実現＞

○ また、認知症の人や要介護高齢者の増加、単身・夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、認知症の人や要介護高齢者への支援のみならず、その家族等の介護者が抱える負担や複雑化した課題への対応が必要である。地域住民への総合相談支援等を担う地域包括支援センターについて、体制や環境の整備を図っていくことに加え、障害者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要である。

○ このような医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な者は高齢者に限られず、経済的困窮者、単身・独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合したケースに対応するため、市町村における重層的支援体制整備事業等、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた取組を進める必要がある。このような取組を通じて、全ての人が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向であるとも言える。

17

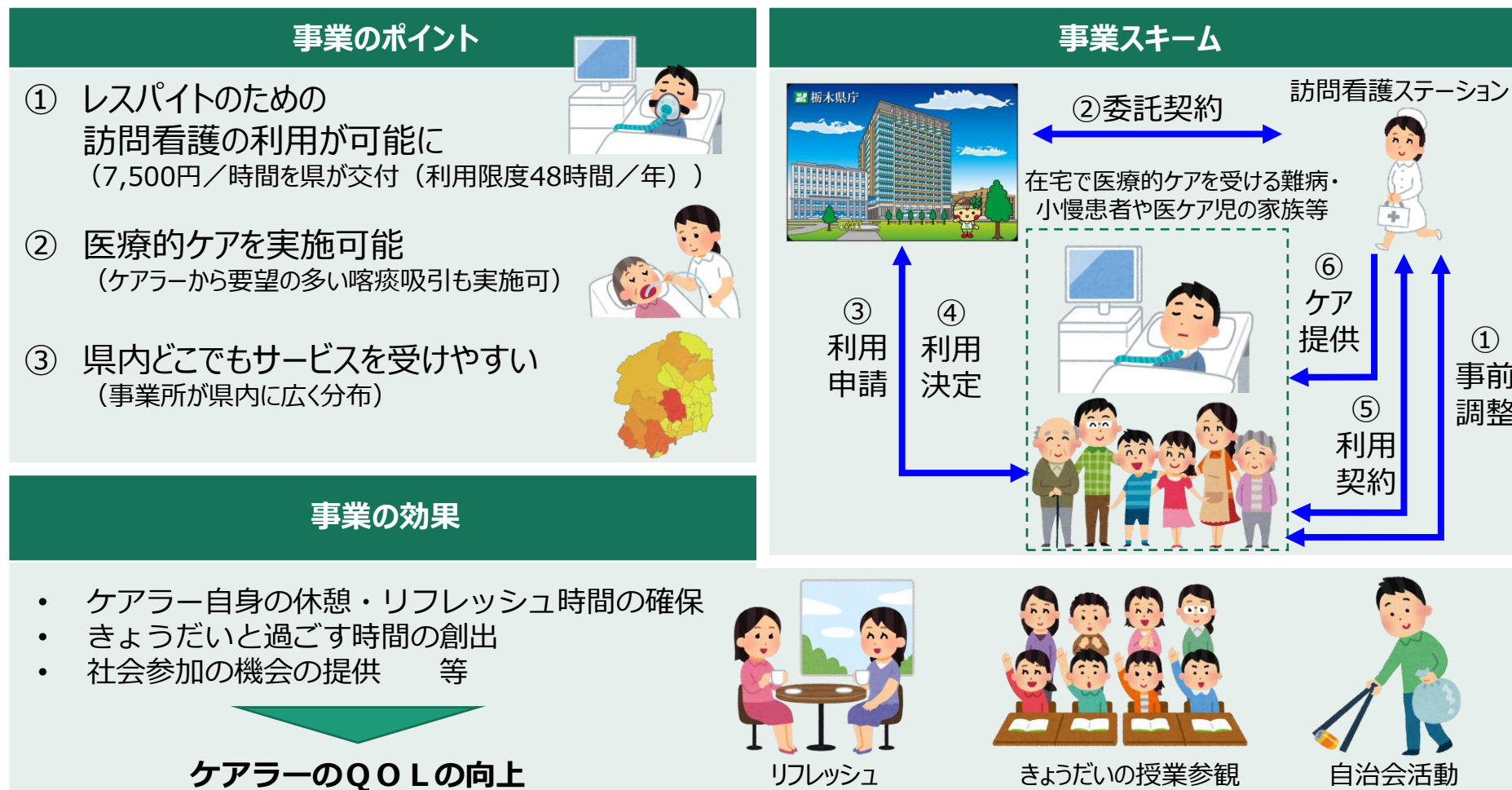
研修テキスト(イメージ)

参考 6 ケアラー支援訪問看護事業(27,600千円)

②相談・支援体制の充実

- 在宅で療養している医療的ケア児等や難病患者のお世話（ケア）をする家族の、休憩（レスパイト）時間を確保するため、訪問看護の利用支援を行う。

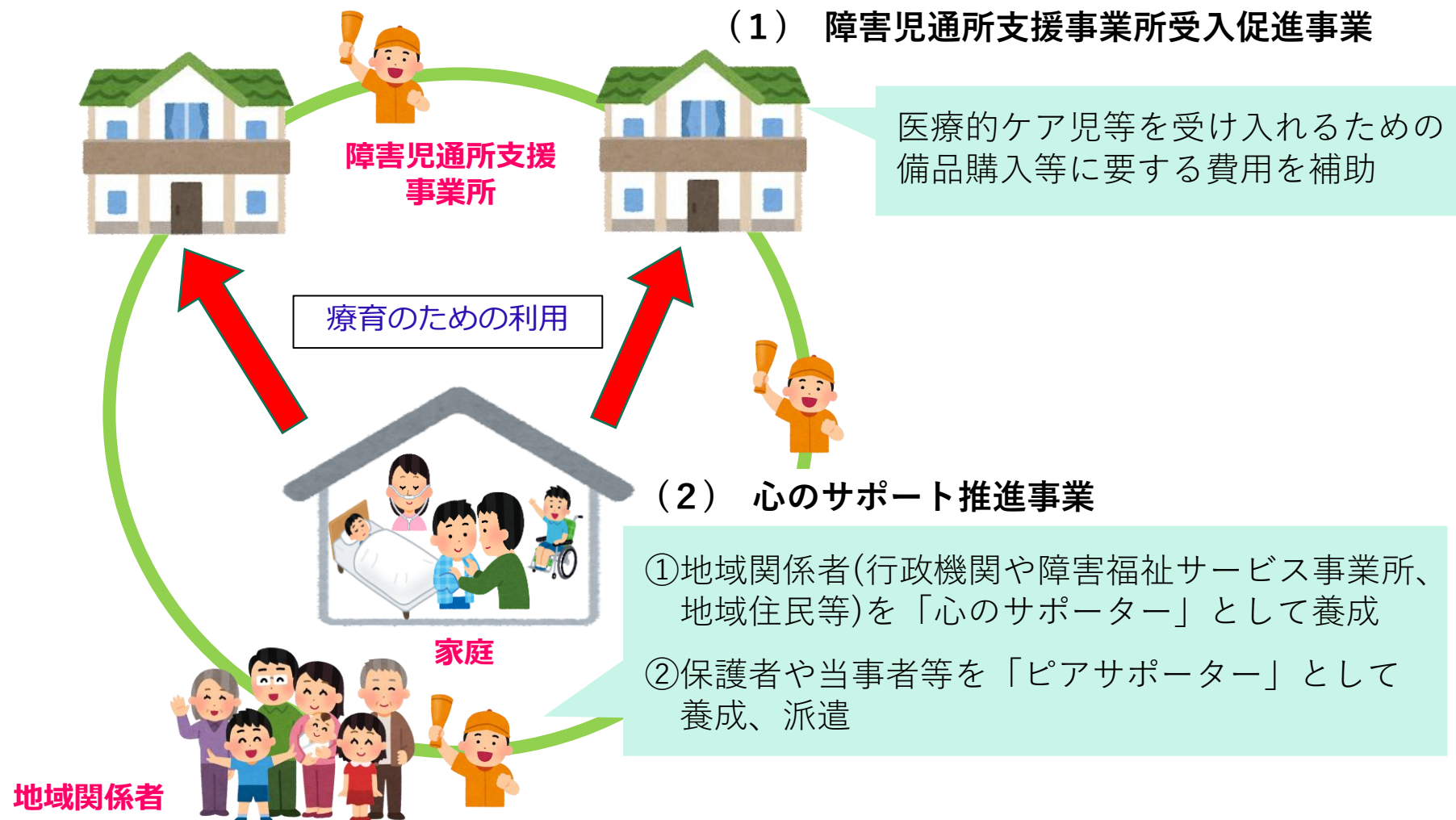
※ 宇都宮市在住の医療的ケア児等については、同市の「医療的ケア児在宅レスパイト事業」が対応



参考 7 障害児等ケアラー支援事業(11,843千円)

①普及啓発 ②相談・支援体制の充実
③関係機関の連携強化 ④人材育成

- 障害児通所支援事業所に対し、医療的ケア児の受入に必要な設備整備・備品購入費用を補助するとともに、障害児を養育する家族の不安や悩みを軽減、解消する人材を養成することで、社会全体で障害児等の家族に寄り添いサポートする体制を整備する。



参考 8 ヤングケアラー支援事業(11,854千円)

- ①普及啓発 ②相談・支援体制の充実
③関係機関の連携強化

■ヤングケアラーを対象としたLINE相談窓口や、ヤングケアラー同士等が悩みや経験を共有できるサロンを開設する。さらに、事業を相互に連携させながら、相談体制の拡充等を図る。

1.ピアサポート等相談支援推進事業

ヤングケアラー当事者（特に市町とつながりにくい高校生や若者世代）が、気軽に相談しやすい窓口としてLINEアカウントを開設・運営し、支援員による個別相談を行う。

↓

心理的負担を軽減
市町の支援サービスにつながる機会

2.オンラインサロン設置運営事業

ヤングケアラー同士等がつながる交流の場を創設し、オンライン及び対面形式によるサロンを定期的を開催する。

↓

悩みを共有し、孤立感を軽減
経験者による助言を受けることができる

